

第1節

SECTION 1

国際社会の課題

Defense of Japan

第1章

1 テロとの闘い

01（平成13）年9月の米国同時多発テロ（9.11テロ）が起きて以来、米国をはじめとする各国は、国際的な連帯を形成し、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、経済など多くの資源を投入しテロとの闘いを継続している。しかしながら、国際テロ組織の活動は依然として継続しており、むしろ各地に分散し、中枢の支援や思想的影響を受けた関連組織の細胞や、国際テロ組織から独立しつつもその思想を信奉するローカルな組織が、従来の組織の枠にとらわれない活動を行ったり、また、インターネットの活用など情報通信手段を取り入れたりといった傾向が見られるようになっている。

これに対し、各国は、国際社会が一体となってテロに対抗する必要性から、国際連合（国連）、主要先進8か国（G8）、地域協力機構など、多国間の枠組みを活用したテロ対策に関する各種の協力体制を構築することにより、テロを防止するための闘いを推進している。具体的には、アフガニスタンやイラクなどにおける安定確保及び復旧・復興支援、対テロ情報交換体制の強化、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組み強化、テロ資金対策、ハイジャック対策をはじめとする航空保安強化、出入国管理、大量破壊兵器不拡散への取組強化、港湾保安強化、海上警備能力強化、テロ対策能力が不十分な国への能力向上支援などの各種取組が行なわれている。

こうしたテロとの闘いにおける各国の努力は着実な効果を挙げる一方、今なおテロの脅威は世界に拡散し、各地でテロ事件が発生し無^む辜^この市民が犠牲となり、市民生活への影響が出続けている。

（1）アフガニスタン及びその周辺におけるテロとの闘い

9.11テロ直後の01（同13）年10月以来、米国は、各国とともに、アフガニスタン及びその周辺においてアルカイダ、タリバーンに対する軍事作戦を継続している。しかし、ウサマ・ビン・ラーディンやムラー・ムハンマド・オマルといったアルカイダ、タリバーンの指導者は未だ捕捉されておらず、アルカイダ、タリバーンの残党は、現在もアフガニスタン、パキスタン国境地帯に潜伏しているとみられている。その国境地帯のパキスタン側はパキスタン政府の統治の及ぶにくい部族地域（トライバル・エリア）であり、テロリストが国境の両側を往来しているとされているが、同地域ではパキスタン軍がテロリスト掃討作戦を強化している。さらに、アラビア海などにおいては、各国の艦艇により、これらの残党の海路を通じた各地への逃亡とアフガニスタンからのテロの拡散を防止する努力が続けられており、わが国も支援活動を行っている。

他方、旧ソ連軍撤退後の10年以上にわたる内戦、タリバーン政権による抑圧から解放されたアフガニスタン国内では、01（同13）年12月になされたボン合意に従い、昨年10月に大統領選挙が実施され、カルザイ大統領が選出されるとともに、同年12月には新政権が発足した。

このように、アフガニスタンの和平に向けた政治プロセスは紆余曲折を経ながらも最終段階を迎えつつある。

これと並行し、アフガニスタンにおける国民生活の安定と国土の復興のため、国連ア

フガニスタン支援ミッション（UNAMA）を中心として各国の復興に向けた協力が行われている。
United Nations Assistance Mission in Afghanistan

また、米軍や国際治安支援部隊（ISAF）などにより、アフガニスタン各地で復興支援や治安維持支援などを目的として軍民一体の地域復興支援チーム（PRT）が活動し、地方における民生の安定に努めているほか、アフガニスタン人自身による治安維持能力充実のため、新たな国軍の訓練などが行われている。軍閥の武装集団の構成員となっている兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）のプロセスは、わが国を始めとする国際社会の協力の下に、進められている。
International Security Assistance Force
Provincial Reconstruction Team
Disarmament, Demobilization, Reintegration

（2）世界各地で継続するテロとの闘い

イラクにおいては、03（同15）年の米英などによる対イラク武力行使によるフセイン政権の崩壊以降、治安の悪化と不十分な国境管理によって、国外からテロリストが流入しているとみられており、米軍などの軍人のみならず、イラクの一般市民や外国人を標的としたテロが数多く発生している²。イラクでテロ活動を行なってきたアブ・ムサブ・ザルカウィは、昨年10月、アルカイダとその指導者ウサマ・ビン・ラーディンに対し忠誠を誓うメッセージを発表した。

また、同年4月以降、外国人を狙った誘拐が多発し、テレビやインターネットなど映像を使った犯行声明を行いテロの脅威を誇示するなど、イラクをテロリストの温床にしようとするテロリストの意図が明らかとなっている。本年2月には、南部ヒッラの中心部で大規模なテロが起き、100人以上が死亡するなど、各地でテロが発生しており、イラクは引き続きテロとの闘いの最前線となっている。

1）安保理決議第1386（01年12月20日）によりカブール周辺の治安維持を主たる任務として設立された。イギリス、トルコ、ドイツ・オランダと約6ヶ月ごとに指揮権が引き継がれ、03（平成15）年8月からNATOが指揮しており、安保理決議第1510（03年10月13日）により、カブール周辺以外に活動範囲を拡大した。

2）イラクの治安情勢については、本節3（p10）参照

世界の主なテロ（2004年1月 - 2005年5月）



イラク周辺国においてもテロが発生している。サウジアラビアにおいては、03（同15）年5月から昨年5月にかけて、欧米権益を対象としたテロ事件が発生したことなどから治安当局がテロリスト掃討作戦を行うなど治安対策を強化した結果、一時テロ行為は沈静化していたものの、同年12月にはジッダの米国総領事館襲撃事件が発生した。また、エジプトにおいては、同年10月、シナイ半島のリゾートホテル連続爆破テロで約30人が死亡した。なお、レバノンにおいては、本年2月、自国領内へのシリア軍部隊駐留に批判的だったハリリ元首相が爆弾テロで暗殺され、それに抗議する野党や民衆の動きが親シリアの内閣を総辞職に追い込むとともに、シリア軍のレバノン領内からの撤退を求める国際社会の動きが高まり、その撤退が始まるなど、テロは地域情勢に影響を与えている。

東南アジアにおいては、タイ南部のイスラム教徒が多数居住する地域で昨年1月以降、警察への襲撃や国際空港等の連続爆破などの暴力事件や爆破テロ事件が頻発している。インドネシアでは、同年9月、豪州大使館付近で爆弾テロが発生し、約10人が死亡した。また、フィリピンにおいては、同年2月にマニラ湾でフェリー爆破テロが発生し、約100人が死亡・行方不明となったほか、本年2月にはマニラ首都圏やミンダナオ島で連続爆破テロが発生し、約10人が死亡した。

ロシアでは昨年5月、カディロフ・チェチェン大統領（当時）が爆弾テロにより暗殺されて以降、同年8月には国内線旅客機2機が同時爆破され約95人が死亡、同月にはモスクワの地下鉄入口付近で自爆テロにより約10人が死亡、翌9月には北オセチア共和国のベスランの学校がチェチェン独立派武装勢力に占拠され、治安部隊突入の際、生徒、父兄など約350人が死亡するテロが発生するなど、ロシアからの分離独立を目指すチェチェン独立派武装勢力によるテロが相次いで発生した。

ヨーロッパでは、移民などによるイスラム人口の増加に伴い、イスラム原理主義勢力の流入・浸透の可能性が懸念されている。

本年7月、G8サミット開催中の英国の首都ロンドンで連続爆発事件が発生し、英国警察当局の発表によれば、7月10日現在で49人以上が死亡し、約700人が負傷した。

このように、テロリストの活動は、全世界で、場所と手段を選ばず発生する傾向を示しており、世界各地においてテロとの闘いが継続している。

2 大量破壊兵器などの移転・拡散など

核・生物・化学兵器など大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる環境汚染を生ずる可能性があることから、大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。特に、近年、大量破壊兵器の使用に対する抑止が働きにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得、使用する懸念も高まっている。

（1）核兵器

第二次大戦後の冷戦は米ソの核軍備競争で始まったが、62（昭和37）年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるようになり、68（同43）年の核兵器不拡散条約（NPT）¹の下、66（同41）年以前に核爆発を行った国²以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとな

1）70（昭和45）年に同条約は発効している。

2）米国、ソ連、英国、フランス、中国。ただし、フランスと中国のNPT加入は92（平成4）年

3）NPT第6条

った³。

現在、189か国が締結しているNPTでは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国が核兵器国として認められている。核保有国であってもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で⁴、依然として加入を拒んでいる国⁵もあり、NPTの下で核兵器の保有が認められている5か国のほかにも核兵器の保有・開発が疑われている国が存在している。

(2) 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装も容易である。したがって、生物・化学兵器は非対称的な攻撃手段⁶を求める国家やテロリストにとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、製造が容易で安価、^{ばくろ}曝露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、使用されたことの認知が困難、実際に使用しなくても強い心理的效果を与える、種類及び使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している⁷。

化学兵器については、第一次大戦中から窒息剤であるホスゲンなどが知られていたが、イラン・イラク戦争中にはイラクが、イランに対して、びらん剤であるマスタード、神経剤であるタブン、サリン⁸などを繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用している⁹。こうした兵器のほか、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾¹⁰などが存在しているとされる。

こうした兵器を求める国家として、例えば、北朝鮮は、化学兵器については、化学剤を生産できる複数の施設を維持しており、既に相当量の化学剤などを保有しているとみられているほか、生物兵器についても一定の生産基盤を有しているとみられている。また、95（平成7）年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01（同13）年の炭疽菌入り郵便物事案、昨年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。

(3) 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段として使用され得るものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているが、これに有効に対処し得るシステムの配備を現時点で本格的に完了した国はない。このため、武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高い。また、軍事的対峙^{たいじ}が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは通常戦力において優る国に対する攻撃や威嚇の手段としても利用される。

近年こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストにとって比較的入手が容易な兵器として巡航ミサイルの脅威も指摘されている。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比して、速度は落ちるものの、発射時と飛翔中の探知が困難である¹¹。また、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶に隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合には、深刻な脅威となり得る。

4) 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ

5) イスラエル、インド、パキスタンは非加盟国である。

6) 在来型の戦力以外の相手の弱点をつくための攻撃手段。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など

7) 防衛庁「生物兵器対処に係る基本的考え方」（02年1月）

8) マスタードは遅効性のびらん剤。タブン、サリンは即効性の神経剤

9) 特に88（昭和63）年にクルド人の村に対し行われた化学兵器による攻撃では一度に数千人の死者が出たとされる。

10) 2種類の化学剤を発射又は爆発によって混合し、致死性の化学剤を生成する兵器。使用前は化学剤の致死性が低いため、貯蔵、取扱が容易である。

11) 米國務省「拡散：脅威と対応」（01年1月）

12) 旧ソ連諸国では、政治・社会・経済の混乱、国防予算の削減から、核弾頭、核物質の管理が適正になされず、移転・流出の危険性が指摘されていた。こうした旧ソ連諸国の核物質の管理体制を支援するため、処理施設、貯蔵施設の設置、廃棄核弾頭から抽出したウランを移送するなどの各国の取組が実施されている。

13) 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

14) 例えば、ブッシュ米大統領は「現在直面している最も困難な課題のひとつは、テロ組織による大量破壊兵器入手・使用を予防、抑止、防御することである。」と発言している(02年12月11日)

15) 03(平成15)年6月のエビアン・サミットにおける「不拡散に関するG8宣言」は、イランに対し「イランがNPTの下での義務を完全に遵守することの重要性を強調し、イランに対し、直ちに且つ無条件でIAEA追加議定書に署名し履行することを求める。」と述べ、イランの核計画の進んだ状況が拡散に及ぼす影響を看過しないとして懸念を表明した。

またEU外相理事会は、イランの原子力計画に「重大な懸念」を示すとともに、イランに対し、IAEA追加議定書に「早急に無条件で」署名するとともに、イランの原子力計画に対する疑問点への回答とIAEAへの全面的協力を求める理事会総括を採択した。(03年6月16日)

エレリ米国務省副報道官の国務省ブリーフィングでの発言「我々は長期にわたり、イランが民生用の核プログラムを隠れ蓑に核兵器を追求していることに懸念を示してきた。」(05年3月2日)

16) 主に、過去の核活動に関する完全な情報開示を含むIAEAとの協力、追加議定書の締結、完全履行、暫定実施、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止、がイラン側に要求されている。

(4) 大量破壊兵器の移転・拡散の懸念の増大

自国の防衛目的で当初購入、開発を行った兵器であっても、一度その生産に成功するとその輸出が可能になり移転されやすくなる。例えば、政治的なリスクを顧みない国家から、通常戦力の整備に資源を投入できないためにこれを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。こうした大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が少なく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど政府の統治能力が低いものもあるため、大量破壊兵器などが使用される可能性も高いと考えられる。

さらにこのような国家では、関連技術や物質の管理体制にも不安があり、結果として、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性も高くなっている¹²。例えば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば「汚い爆弾」¹³などをテロの手段として活用する危険がある。

テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得、使用については、各国とも懸念を表明している¹⁴。こうした懸念を踏まえ、昨年4月には、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、全ての国が支援の提供を控えるとともに、これらの活動を禁止するための適切で効果的な法整備を行なうことなどを定めた安保理決議第1540号が採択された。また、本年4月には国連総会で「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」が採択された。

02(同14)年以降、これまで秘密裏に行われてきた各国の大量破壊兵器関連活動が明らかになってきており、特に核兵器関連技術の移転・拡散が進んでいることが明らかとなった。他方で、国際社会の大量破壊兵器に対する安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器関連活動を実施している国に対し、大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、又は、大量破壊兵器計画を廃棄させることにつながっている。

イランは、NPTの下で認められている原子力の平和的利用を掲げ、1970年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきたが、02(同14)年、秘密裏の大規模のウラン濃縮施設などの建設が報道された。その後の国際原子力機関(IAEA)の調査を通じて、イランがIAEAに申告することなくウラン濃縮を含む活動を行って

いたことが明らかとなったことで、国際社会は強い懸念を表明した¹⁵。これに対し、イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての原子力活動は平和的目的であると主張しており、同年10月イランはIAEAに対して、自らの原子力活動に関する包括的かつ正確と期待される申告書を提出、同年12月には、IAEAに、より強い権限を与える追加議定書に署名するなどの前向きな動きも見せた。しかし、その後は追加議定書の実質的な適用(暫定実施)はしているものの批准する動きはなく、また、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止などを求める累次のIAEA理事会決議¹⁶にもかかわらず、ウラン濃縮関連活動を再開したことから、国際社会の懸念が高まった。その後、昨年11月の英仏独とイランとの

合意（パリ合意）を受け、イランはウラン濃縮関連活動を停止しており、また、英仏独とイランの間で長期的取り決めに向けた交渉が行われている。本年3月、米国は英仏独とIAEAのイラン核問題解決のための努力を評価する発表¹⁷を行なっている。他方で、同年5月、イラン高官などが、停止中のウラン濃縮関連活動の一部であるウラン転換活動を再開する旨発言するなど、今後の展開は不透明である。

リビアは、03（同15）年3月から、米英と水面下で協議を重ねた結果、同年12月すべての大量破壊兵器計画を廃棄し、国際機関の即時の査察を受け入れる旨発表し、昨年1月化学兵器禁止条約に加入し、化学兵器禁止機関（OPCW）の査察を受けた。また、核兵器計画についてもIAEAの検証活動に積極的に協力し透明性を保ちつつ、米英の協力を得て関連物資を国外に搬出し、同年3月にはIAEA追加議定書に署名した。これに対し、米国は、86（昭和61）年以来行っていた対リビア制裁を昨年4月に大幅に緩和し、同年9月には全面解除した。

リビアの大量破壊兵器計画が明らかになる過程で、大量破壊兵器の保有を追求する各国と個人が相互に連携し、核拡散の「地下ネットワーク」を通じて関連物資の調達活動を進めていることが明らかとなってきた。

パキスタンは、隣国インドの核保有に対抗するために1970年代から核開発を開始したと見られ、オランダのウラン濃縮施設で勤務していたA.Q.カーン博士が所長である研究所が中心となって開発を進め、国内でウラン濃縮施設を運転し、98（平成10）年には核実験を成功させた。しかし、03（同15）年からイラン、リビアなどのウラン濃縮活動が明らかとなり、パキスタンからの技術移転の可能性が指摘された。昨年2月A.Q.カーン博士ら科学者の個人的な行為により、北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった¹⁸。これらの移転は、ヨーロッパやアフリカ、中東、東南アジアなど各地にまたがるネットワークを利用して、秘密裏に行われていたことが指摘されており、同年5月には、同ネットワークにおけるA.Q.カーン博士の右腕とされた男がマレーシアで逮捕された¹⁹。なお、IAEAのエルバラダイ事務局長は同ネットワークに関与した国は30カ国以上にわたると語っている²⁰。

現在、同ネットワークの実態解明に向けたIAEAや各国の努力は継続しているが、全容解明には至っておらず、パキスタン政府もA.Q.カーン博士の外部との接触を認めていない。

北朝鮮については、02（同14）年10月にケリー米務次官補（当時）が訪朝した際、北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと米国が発表しており、北朝鮮がプルトニウム型だけではなくウラン型の核兵器開発を進めている可能性が明らかになった²¹。

さらに、弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国の東風3（CSS-2）、北朝鮮のスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。特に、パキスタンが保有する弾道ミサイルであるガウリは、前述のA.Q.カーン博士の研究所で開発されたとされているが、北朝鮮のノドンが元になっているとされており、両国間で、核、弾道ミサイルの技術交流があったとみられている。また、イランが保有するシャハーブ3もノドンが元になっているとされている²²。さらに、大量破壊兵器計画の廃棄に応じたりビアから、北朝鮮の支援を受けたスカッドC生産ラインなどの施設が開示されたとされている²³。

17）パウチャー米国務省報道官の国務省での発言「米国は、EU-3（英仏独）とIAEAがイランの核問題に対処するべく尽力しているのを評価する。ブッシュ大統領はこうしたEU-3外交を支援するため、イランのWTO加盟申請への反対を取り下げ、イラン民航機用部品の供与、特にEUからイランに向けての供与でライセンスを認めることをケース・バイ・ケースで検討すると決定した。」（05年3月11日）

18）昨年2月、ブッシュ米大統領は演説で「カーンとその助手たちは、イラン、リビア、北朝鮮に、パキスタンの旧型の遠心分離機の設計図とともに、さらに進んだ効率的な型の設計図を供給した。このネットワークはこれらの国々に遠心分離機の部品や、ある場合には完全な遠心分離機を供給した。」と述べている。また、同月、ムシャラフ大統領は、A.Q.カーン博士ら一部の科学者が核関連技術の移転に関与していたと発表した。

19）パウチャー米国務省報道官は「これは、マレーシア政府による断固たる行動である。彼は実質的にネットワークの活動を動かしていた。彼の逮捕は主要なステップであり、カーン・ネットワークを封鎖するための国際的な努力を促進させるものである。」と発言した（04年5月28日）。

20）日本人記者団との会見における発言（04年9月29日）

21）北朝鮮の核兵器関連活動については、本章3節2（p.41）参照

22）ケリー米務次官補（東アジア・太平洋問題担当：当時）は、昨年3月の上院外交委員会公聴会において、公開の場で言うことは多くないとしながら「（北朝鮮と）パキスタンとの間で、現在、如何なる種の軍事取引も行われていない。しかしながら、常にそうではなかったことは確かである。...（北朝鮮と）イランとの間で、これまで何らかの種類の軍事的提携関係があった。」と述べている。

23）テネット米中央情報長官（当時）の上院情報委員会における証言（04年2月24日）

1) 首都バグダッド、西部のラマーディ、北部のティクリート(サダム・フセインの生地)を結ぶ三角形を中心とした地域で、イスラム教スンニ派の住民が多く、旧フセイン政権を支持する者が多いとされている。

2) アラウィ暫定政府首相は、非常事態宣言の具体的内容として、11月8日午後6時より、ファルージャ及びラマーディに外出禁止令を発令する。バグダッド国際空港を8日夕から48時間閉鎖する。シリア及びヨルダンとの国境を封鎖し、食料運搬車両以外の通行を禁止するなどの措置をとったと記者会見において発言した(04年11月8日)。なお、自衛隊が展開するムサンナー県においては、非常事態宣言を受けて、治安維持のために何らかの具体的措置がとられたとの情報は無い。

3 イラクをめぐる情勢など

フセイン政権崩壊後、イラクの統治は安保理決議第1483号に従い連合暫定施政当局(CPA)を中心に進められたが、03(平成15)年7月、イラク統治評議会が発足し、昨年3月には「移行期間のための国家施政法」が制定され、同年6月末にはイラク暫定政府が発足し、CPAから統治権限が移譲された。さらに本年1月末の国民議会選挙を受けて、4月にイラク移行政府が発足するなど、イラクにおいては政治プロセスの進展に向けた努力が継続している。今後憲法制定などを経て、本年末までに恒久憲法に基づくイラク政府が発足することとされている。

他方、03(同15)年5月、米国が主要な戦闘の終結を宣言した後も、米軍などに対するテロなどがイラク中部のいわゆるスンニ・トライアングルを中心に継続し、イラクの治安情勢は全般的に予断を許さない状況が継続している。今後の政治プロセスの進展や経済復興には治安の安定化が欠かせないことから、米軍はスンニ・トライアングルを中心に掃討作戦を行っている。

(1) 統治権限移譲後の治安情勢

昨年6月28日にCPAよりイラク暫定政府に統治権限が移譲された後も、多国籍軍やイラク治安部隊などに対するテロなどがイラク中部のいわゆるスンニ・トライアングル及び北部地域の一部を中心に発生し、イラクの治安情勢は、脅威の度合いは地域により異なるものの、全般的に予断を許さない状況が継続している。この背景としては、フセイン政権の残存勢力や国外から流入していると見られるイスラム過激派などが、イラク暫定政府による統治や多国籍軍による治安維持の失敗を内外に印象付けるとともに、イラク国内を混乱させ、国民議会選挙の実施を含む一連の政治プロセスを妨げる目的で活動を活発化させていることなどがあるとみられている。

特に、バグダッド西方の都市ファルージャにおいては、昨年春の武装勢力と米軍の衝突後、イラク人活動部隊が米軍と協力しつつ治安維持に当たることとされ、事態は一時的に沈静化した。しかし、武装勢力による活動が再び活発化し、米軍やイラク治安部隊との衝突が継続した。また、バグダッドにおいては、昨年夏以降も米軍やイラク治安部隊への攻撃が続いたほか、本年1月の国民議会選挙の前後には、イラク暫定政府高官や政党幹部に対するテロなども頻繁に発生した。今後は、宗派対立や民族対立をあおることにより憲法制定をはじめとする政治プロセスの進展を妨げることを目的として、武装勢力がテロなどを引き起こす可能性も排除されず、引き続き注視することが必要である。

このほか、昨年8月には、中南部のナジャフを中心にイラク各地で、シーア派の急進的な指導者であるムクタダ・サドル師の支持者が多国籍軍やイラク治安部隊と衝突する事態が生じた。同月末、ナジャフでの衝突はシスターニ師の仲裁により沈静化した。その後もバグダッドのサドルシティと呼ばれる地域で米軍とサドル師支持者との衝突は継続した。しかし、昨年10月にイラク暫定政府と同支持者が停戦合意に達し、武器・金銭交換プログラムが実施されてからは、サドル師支持者に目立った動きは見られない。

(2) イラク治安部隊及び多国籍軍による掃討作戦

イラク暫定政府は、統治権限移譲後、治安情勢の改善のため、イラク治安部隊の増強、国家治安維持令の公布、恩赦の決定など様々な措置を講じてきた。昨年11月には、国民議会選挙に向けた治安の改善のため、クルド地域を除くイラク全土に非常事態宣言²を発出するとともに、多くの武装勢力の拠点と見られたファルージャにおいて、米軍ととも

に本格的な掃討作戦を行った。この結果、ファルージャでは多くの武装勢力の要員が拘束されるとともに、隠れ家や武器貯蔵庫が発見されるなど、武装勢力は少なからぬ打撃を受けた。しかし、一部の武装勢力はその勢力を減らしつつも、他の地域を拠点として引き続き多国籍軍やイラク治安部隊などへの攻撃を継続している。イラク北部のモスルには、そうした武装勢力の多くが流入したと見られており、ファルージャでの掃討作戦開始後ほどなく、モスルでも掃討作戦が開始された。その後も、多国籍軍及びイラク治安部隊はスンニ・トライアングルや北部などにおいて武装勢力への攻勢を続けている。また、本年1月に国民議会選挙が実施され、民主的なプロセスにより移行政府が発足した結果、武装勢力がイラク国民の支持を獲得しにくい環境が整いつつある。しかし、国民議会選挙後も武装勢力による攻撃は発生しており、イラクの治安情勢は依然として予断を許さない。

(3) 南東部ムサンナー県の治安情勢

陸上自衛隊（陸自）が人道復興支援活動などを実施しているイラク南東部のムサンナー県については、イラクの他の地域と比べ比較的安定している状況が継続しており、本年1月の国民議会選挙に際しても、選挙妨害と見られる特段の事案もなく、粛々と選挙が行われた。

しかし、これまでにサマーワの陸自宿营地周辺で砲弾発射事案が計10回（昨年4月2件、8月4件、10月2件、本年1月1件、7月1件：本年7月5日現在）発生している。これらの事案が生じたときの前後の情勢、犯行の態様、規模、状況などから判断すると、現在、イラクの他の地域で見られるような、ある程度の規模を有する勢力による組織的な攻撃である可能性は小さいと考えられる。最近では、ムサンナー県における多国籍軍への攻撃事案はほとんど発生していないものの、例えばサマーワ市内で簡易爆弾（IED）Improvised Explosive Deviceの爆発により陸自車両が破損する事案が発生するなど、今後も同県でテロなどが発生する可能性は否定できない。

ムサンナー県においては、オランダ軍がイラク警察とともに治安維持に当たってきたが、オランダ軍の撤退に伴い、本年3月より、英国軍が同県の治安維持を担当している。英国軍はオランダ軍と同等の治安維持能力を有していること、また、オランダ軍の教育訓練などによりイラク警察などの能力が向上していることから、同県の治安情勢には特段の変化は生じていない。また、本年2月、オーストラリア政府が、従来のイラク復興のための貢献に加えて、ムサンナー県に部隊を派遣するとの決定を行った。オーストラリア軍は、同年5月にムサンナー県への展開を終えて、英国軍とともに同県の治安維持及びイラク治安部隊の訓練に当たっている。

(4) 政治プロセスの進展

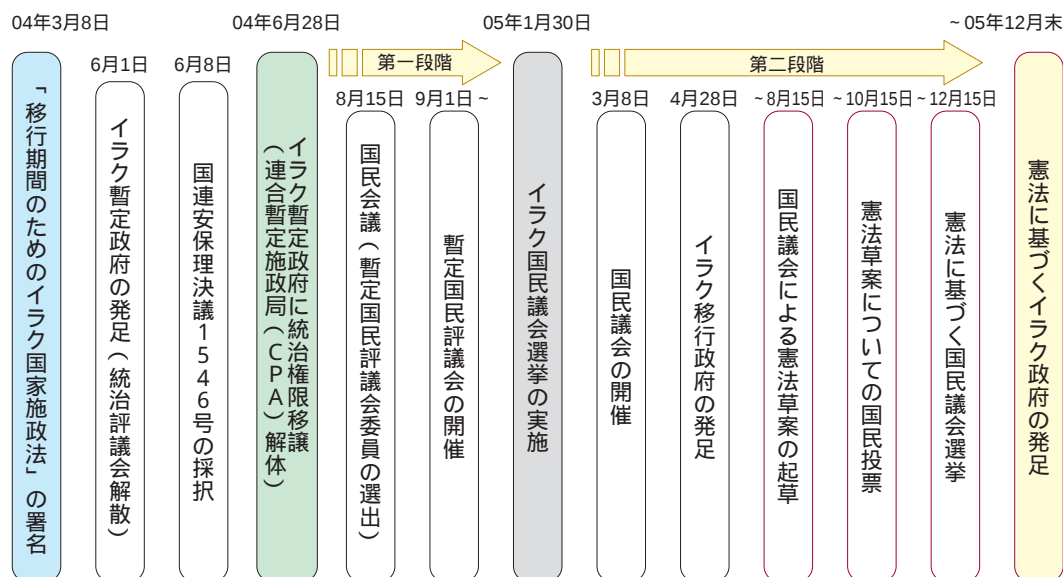
昨年6月28日にCPAからイラク暫定政府に統治権限が移譲された後も、「移行期間のための国家施政法」で定められた政治プロセスは着実に進められた。同年8月には、国民会議が開催され、暫定国民評議会議員が選出された。その後、イラク暫定政府は、本年1月末までに行われることとされた国民議会選挙に向けて、治安回復のための努力を継続する一方、昨年11月より有権者登録を開始するなど具体的な選挙準備を推進した。その結果、本年1月30日、国民議会選挙が予定どおり行われた³。一部の地域ではテロなど

3) 本年2月17日のイラク独立選挙管理委員会の最終発表によれば、投票率は58%で、1位はシーア派「統一イラク同盟」で140議席、2位は「クルド同盟リスト」で75議席、3位は暫定政府のアラウイ首相率いる「イラク・リスト」で40議席、4位が暫定政府ヤーウェル大統領率いる「イラク人党」で5議席

4) ただし「移行期間のためのイラク国家施政法」では、必要ならば、国民議会議長は、国民議会議員過半数の同意の下、本年8月1日以前に大統領評議会に対し、恒久憲法起草のための期間延長が必要である旨認定することができ、大統領評議会は、これを受けて、恒久憲法草案の起草を6か月間のみ延長できるとされている。

が発生したものの、本選挙は大きな混乱もなく多くのイラク国民が投票にむかったことから、平和で安定したイラクの民主化に向けた重要な一歩として評価できる。同年3月には国民議会が開催され、4月にイラク移行政府が発足した。現在、イラク移行政府は、同年8月15日までに憲法草案を起草するため、各般の努力を進めている⁴。「移行期間のための国家施政法」では、憲法草案が起草された後、10月15日までに憲法草案に関する国民投票が実施され、12月半ばまでに恒久憲法に基づく国民議会選挙が行われ、本年末までに恒久憲法に基づくイラク正式政府が発足することとされている。

イラクの政治プロセス



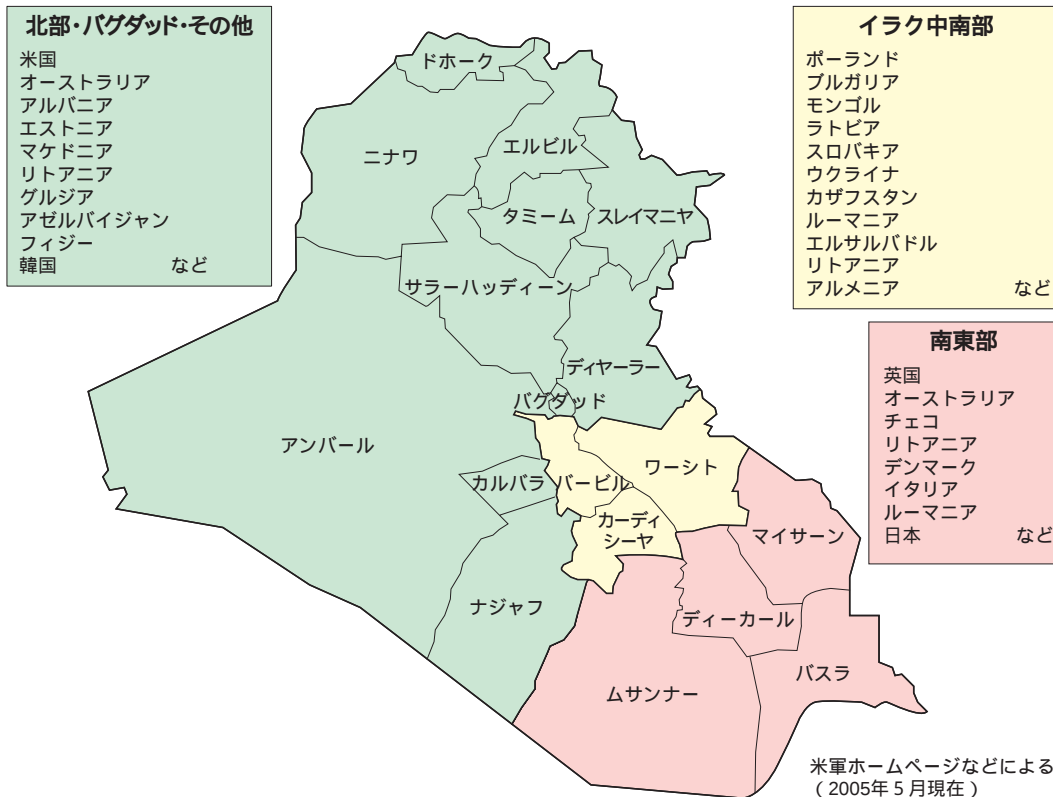
（5）復興に向けた国際社会の取組

イラクの復興は、イラク暫定政府及びイラク移行政府を中心に行われているが、各国も二国間の支援や部隊派遣などを通じて復興に協力している。本年5月末の時点で、イ

ラク国内には約13万8,000名の米軍を含め26か国の部隊などが展開し、治安維持や復興支援に当たっている。米軍は主としてバグダッドとイラク北部・西部に展開し、イラク中南部にはポーランドを中心とする多国籍師団（中南部）（MND（CS））が展開し、ウクライナ、ブルガリアなどがこれに参加している。イラク南東部には、英国を中心とする多国籍師団（南東部）（MND（SE））が展開し、イタリア、デンマークなどがこれに参加している。陸自が人道復興支援活動などを行っているムサンナー県の治安維持は、これまでオランダ軍が担当していたが、オランダ軍の撤退に伴い、同年3月より英国軍が担当している。また、ムサンナー県においては、同年5月より、オーストラリア軍が展開し、イラク治安部隊の訓練などを行っている。

多国籍軍の任務については、同年1月の国民議会選挙を前後して、武装勢力との直接戦闘からイラク治安部隊の能力強化にその重点が移りつつある。国民議会選挙が実施された際、イラク治安部隊は治安の維持に主要な役割を果たし、その治安維持能力は各国

イラクに部隊を派遣している各国の主な派遣地域



5) 多国籍軍によるイラク治安部隊の支援に加えて、NATOは、昨年7月にイラク治安組織を訓練するためのNATO訓練実施ミッションを設立し、同年8月よりイラク国内での活動を開始している。本年5月末現在、約110名がイラク治安組織に対する訓練をしている。

などからも評価された。しかし、イラク治安部隊が単独でイラクの治安と安定を維持できるようになるには、もう少しばかり時間を要するとされている。そのため、多国籍軍などが治安部隊の教育訓練などを引き続き実施することになると見込まれる⁵⁾。

なお、各国は、それぞれの事情に応じて様々な規模、任務によりイラクの復興に向けた活動を継続している。派遣予定期間の終了や財政的制約により撤収した国や政策の変更により撤退を決定した国もある一方、多くの国は引き続き、イラクへの部隊派遣の継続を表明している。



訓練中のイラク治安部隊〔米国防省〕

4 複雑で多様な地域紛争

地域紛争の性格は必ずしも一様ではない。それぞれが民族、宗教、領土、資源などの問題に起因し、その態様も武力紛争のみならず軍事的対峙の継続まで様々である。

冷戦終結以前より、中東、インド・パキスタン、朝鮮半島などのように、長期間にわたって軍事的対峙などが継続している地域もある。冷戦終結後も、国家間の武力紛争は依然として発生しており、イラクのクウェート侵攻や、エチオピア・エリトリア間の国境紛争がその例である。また世界各地で、民族、宗教、資源などに起因する内戦も継続しており、それに伴い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困、テロなどが国境を越えて広がり、国際問題化する場合なども見られる。

内戦などの地域紛争

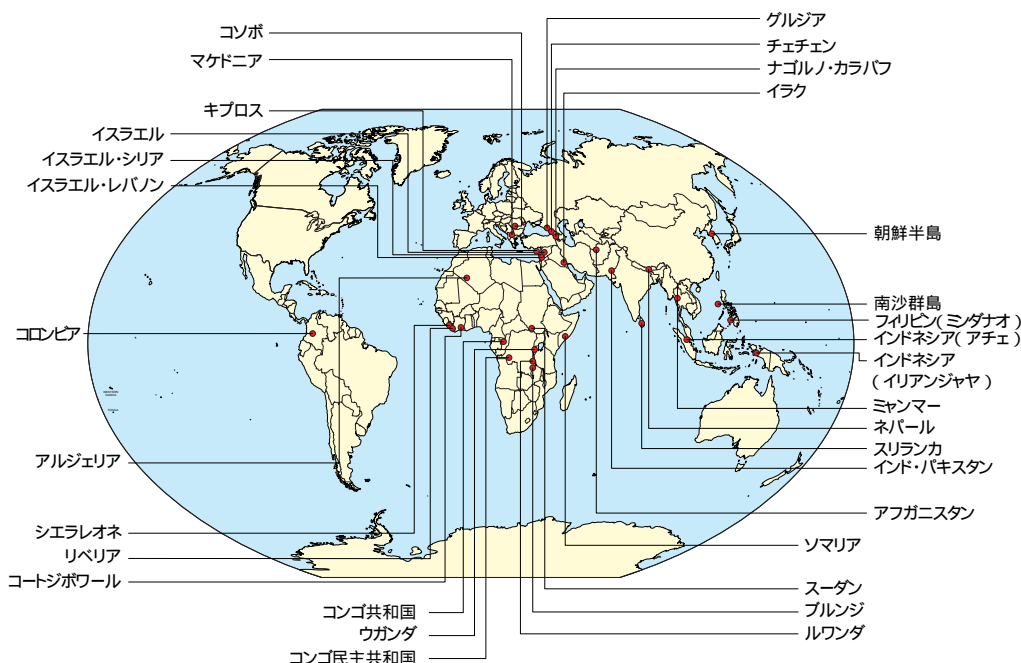
地域紛争に伴い発生した大規模な人権侵害や大量の難民発生あるいはテロなどの多様な事態は今日、容易に国際化し得る。そのため、国際社会が紛争解決のため、政治的・外交的解決を重視し、優先させる事例がある一方で、積極的に軍事力を使用する事例も見られるようになっている。

スリランカでは、多数派のシンハラ人優遇政策をきっかけに、スリランカ政府と少数派のタミル人による独立国家建設を目指す過激派組織「タミル・イーラム解放のトラ」(LTTE)
The Liberation Tiger of Tamil Eelamの間で武装闘争が発生し、その後も3度にわたる和平交渉決裂のため、20年にわたって紛争が継続した。02(平成14)年2月には、和平推進に積極的な新政権の成立を受け、ノルウェー政府の仲介により、スリランカ政府とLTTEは無期限停戦の合意文書に調印したものの、03(同15)年4月にLTTEは、スリランカ政府の和平交渉への対応などを不満として、和平協議への参加中断を表明した。昨年4月には、総選挙が実施され、LTTEに厳しい姿勢である大統領側の政党連合側が勝利したが、和平協議再開に向けた取組は継続することを明らかにした。その後も、ノルウェー政府による和平協議の仲介やスリランカ政府とLTTEの和平に向けた努力が続いているものの、協議再開の見通しは立っていない。

ハイチでは、昨年2月、独裁色を強めているとしてアリスティド大統領退陣を求める武装勢力が国内各地で蜂起、1か月足らずで首都を包囲し、同大統領は出国した。この事態を受け国連は治安維持のための暫定的な多国籍軍派遣を決議し、米・フランス軍などがハイチ入りし、治安維持などに当たっていたが、同年6月には、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)
United Nations Stabilization Mission in Haitiが多国籍部隊の任務を引き継いだ。

スーダンでは、83(昭和58)年に政府がイスラム法の導入を宣言すると、キリスト教や土着宗教を信仰する南部の反政府勢力、スーダン人民解放運動/軍(SPLM/A)
The Sudan People's Liberation Movement/Armyがゲリラ闘争を拡大し、南北内戦が勃発した。この内戦は、20年以上継続し、200万人以上の死

主な紛争・対立地域



(注) 資料は、ミリタリー・バランス(2004-2005)などによる。

者と数百万人の難民を発生させたとみられているが、本年1月9日に政府とSPLM/Aとの間で包括和平協定が調印された。これを受けて同年3月24日、国連安全保障理事会（国連安保理）は国連スーダンミッション（UNMIS）^{United Nations Mission in Sudan}の設立に関する決議を採択した。この他にもスーダンでは、03（平成15）年、西部ダルフル地方において、中央政府との社会経済的、政治的格差への不満などから、政府と反政府勢力であるスーダン解放運動/軍（SLM/A）^{The Sudan Liberation Movement/Army}及び正義と公正の運動（JEM）^{The Justice and Equality Movement}による紛争が勃発している。さらに、ジャンジャウィドと呼ばれるアラブ系民兵がアフリカ系地域住民に攻撃を継続するなど、約200万人の国内避難民が発生し、約20万人の難民が隣国チャドに流入したとみられている。これに対処するため、アフリカ連合（AU）^{African Union}は、停戦監視団（AMIS）^{African Union Mission in Sudan}を派遣している。また、国連安保理は、本年3月29日、停戦合意や国際人道法などの違反者に対し、渡航禁止や資産凍結などの措置をとることなどを定めた決議を採択し、さらに同月31日には、ダルフル地方における国際人権法・人道法の重大な違反の事案を国際刑事裁判所（ICC）^{International Criminal Court}に付託する決議を採択した。

軍事的対峙の継続

（1）中東

中東においては、48（昭和23）年のイスラエル建国以降、イスラエルとパレスチナ人・アラブ諸国間で4次にわたる中東戦争が行われたが、イスラエルは、79（同54）年にエジプトと、94（平成6）年にはヨルダンと平和条約を締結した。

イスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）^{Palestine Liberation Organization}との間では、93（同5）年に相互承認を行って以来、様々な合意が結ばれ、ガザ地区、ヨルダン川西岸から段階的にイスラエル軍が撤退し、パレスチナ自治区が拡大していった。また、両者は、聖地エルサレムの帰属をはじめ、難民、国境線、入植地の取扱などイスラエル・パレスチナ間の平和の最終的地位に関する交渉に取り組んできたが、00（同12）年9月にシャロン・リクード党首（現首相）がエルサレムの「神殿の丘」¹を訪問したことを契機に、イスラエル・パレスチナ間に衝突が発生した。事態収拾に向けた米国など国際社会の取組にもかかわらず、両者の衝突は激化し、一方で、パレスチナ過激派などによる自爆テロや銃の乱射、イスラエル政府要人の暗殺など²、一方で、イスラエル軍による自治区への侵攻や空爆、パレスチナ過激派幹部の狙い撃ちなど、暴力の悪循環に陥った³。

01（同13）年3月に発足したシャロン内閣は、02（同14）年3月以降、2回にわたり、ラマッラで、アラファト議長府を攻撃・包囲し、同議長（当時）を監禁するなど、パレスチナ自治政府に対し強硬姿勢で臨んできた。昨年9月には、ヨルダン川西岸において、自爆テロを防止するためとされる分離壁の建設を続行する方針を再確認したと伝えられるほか⁴、翌10月には、パレスチナ側との交渉によらない形でのガザ地区などからの撤退計画についてイスラエル国会の承認を取り付けた⁵。このガザ地区からの撤退については、イスラエルが、治安面で負担の大きいガザ地区における入植地を放棄する代わりに、ヨルダン川西岸における入植地

1）エルサレム旧市街にあるユダヤ教の神殿跡地で、ムハンマド昇天の地としてイスラム教の聖地でもある。

2）01（平成13）年12月、アラファト議長（当時）は、国際社会の圧力を受け、武装闘争の禁止を宣言したが、しばらくすると自爆テロなどが再び活発化した。

3）昨年3月には、テルアビブ南方のアシッド港において10人の死者を出す自爆テロが発生し、これに対しイスラエル軍は報復攻撃を行うとともに、イスラム教シーア派組織ハマスの最高指導者ヤシン師とランティシ氏を相次いで殺害した。同年8月には、ハマスが、これに対する報復として、イスラエル南部において、2台のバスに対する同時自爆テロを実行し、16人の死者が出た。また、翌9月から10月にかけては、イスラエルが、ガザ地区北部に対して戦車や装甲車を含む大規模な軍事作戦を行った。

4）国連総会は03（平成15）年10月に続き、昨年7月にも分離壁の建設を中止し、撤去を求める決議を採択した。これに対し、イスラエルのギラームン国連大使は、イスラエル国民の運命が国連総会の議場で決定されることはない旨述べて反発した。また、昨年9月には、ほぼ分離壁の建設が終わったヨルダン川西岸の北部に続き、南部においても建設に着手したと伝えられる。

5）本年2月には、イスラエル国会がガザ地区撤退計画に伴うユダヤ人入植者向けの補償法案を可決した。撤退計画は同年8月に開始される予定とされる。

6) アッバス氏は、アラファト氏の死去後の昨年11月に、PLO議長職も継承している。

7) 米国、ロシア、欧州連合(EU)及び国連が03(平成15)年4月に示したパレスチナ和平案。05(同17)年までに恒久的地位協定を締結し、イスラエル・パレスチナ紛争を終結させることと、それに向けたイスラエル側とパレスチナ側のとるべき措置について定めている。

8) 本年2月末、イスラエルのテルアビブで停戦合意後初の自爆テロが発生し、イスラエル人4人が死亡した。また、同年5月には、ハマスがユダヤ人入植地への迫撃砲攻撃を実施し、これに対しイスラエル軍が、ガザ地区において、無人機によるミサイル攻撃を行ったと伝えられる。

9) レバノンのイスラム教シーア派組織

10) 独立をめぐって、統一インドを主張するグループ(国民会議派)とパキスタンの独立を主張するグループ(ムスリム連盟)が対立していた。

11) カシミールの帰属については、インドがカシミール藩王のインドへの帰属文書を根拠にインドへの帰属を主張するのに対し、パキスタンは48(昭和23)年の国連決議を根拠に住民投票の実施により決すべきとし、その解決に対する基本的な立場が大きく異なっている。

12) 両国軍隊による大規模な紛争のほか、99(平成11)年5月、インド側カシミールへ侵入したイスラム武装勢力とインド軍との間で武力衝突が発生した(カルギル紛争)。ただし、インド側は、武装勢力の侵入にはパキスタンが関与したとしている。

13) インドとパキスタンは、CTBT署名に関しては国内コンセンサスの構築に努めている。

14) 両国は核実験後、インドが近隣諸国の核をめぐる環境に対する懸念を表明する一方、パキスタンはインドの脅威を実施の理由とした。

を固定化する意図を持っているとの指摘もなされていた。

パレスチナ自治政府では、同年11月、アラファト自治政府議長(当時)が死去したことを受けて、本年1月、後継議長を選出する選挙が行われた。その結果、イスラエルとの武装闘争を否定する穏健派のアッバス氏が新しい自治政府議長に就任した⁶。他方、イスラエルのシャロン首相も交渉の再開に前向きな姿勢を見せたことから、国際社会はこの機をとらえ、包括的和平への道程(ロードマップ)に基づく和平プロセスの再開を働きかける動きを活発化させた。

同年2月、シャロン首相とアッバス議長は、00(同12)年10月以来となる首脳会談を行い、両者が暴力の停止で合意した。停戦合意後も、イスラエルに対する自爆テロが発生⁸していることから、双方の合意の遵守とロードマップで求められている治安対策などの実施が当面の課題となる。しかしながら、国際社会による後押しの中での最近の両者の対応は、本格的な和平交渉再開に向けた動きとして評価することができる。

シリア、レバノンとイスラエルとの間では、いまだに平和条約が締結されていない。イスラエルとシリアの間にはゴラン高原からの撤退をめくりその範囲や水資源問題などについて立場の相違があり、イスラエルとレバノンの間では、00(同12)年5月にイスラエル軍は南レバノンから撤退したが、依然としてヒズボラ⁹とイスラエル軍の間に武力衝突が散発している。また、1970年代半ば以降、レバノンに駐留してきたシリア軍については、本年2月、レバノンのハリリ元首相の暗殺事件をきっかけに、レバノン国内及び国際社会からの撤退を要求する圧力がさらに強まってきた。これに対し、同年3月、シリアのアサド大統領は、二段階からなるシリア軍のレバノンからの撤退計画を発表した。シリア軍は計画どおり同年4月末までに撤退したものとみられているが、長くレバノン国内に駐留してきたシリア軍は、現実としてレバノンの治安確保に一定の役割を果たしてきたことに加え、ヒズボラが武装解除を拒否していることもあり、今後のレバノン情勢は不透明である。

(2) インド・パキスタン

第二次世界大戦後、インドとパキスタンは、旧英領インドから分離・独立したが¹⁰、両国の間では、カシミールの帰属問題などを背景として、これまでに3次にわたる大規模な武力紛争が発生した¹¹。

47(昭和22)年、カシミールをめくり、両国の軍隊が同地域で衝突し、大規模な武力紛争に発展した(第1次紛争(～49(同24)年))。その後、第2次(65(同40)年)、第3次(71(同46)年)の紛争を経て、72(同47)年、現在の管理ライン(Line of Control)が画定した¹²。

カシミールの領有をめぐる問題は今日もなお続いており、インド・パキスタン両国の対立の原点ともいえるべき懸案事項となっている。

両国の対立関係は、核や弾道ミサイルの開発といった分野にも及んでいる。両国は、核不拡散条約(NPT)に加入せず、包括的核実験禁止条約(CTBT)にも署名しておらず¹³、以前から核兵器開発の動きが伝えられていたが、98(平成10)年、相次いで核実験を行い、わが国を含む国際社会の批判を浴びた¹⁴。

また、両国は、近年、核弾頭搭載可能な弾道ミサイルの開発も積極的に進めている。インドは03(同15)年9月、中距離弾道ミサイル「アグニ2」を陸軍に実戦配備することを公表、昨年8月には同ミサイルの発射実験を行っている。他方、パキスタンは03(同15)年1月、中距離弾道ミサイル「ガウリ」(ハトフ5)を部隊に配備した。さらに、

中距離弾道ミサイル「シャヒーン2」(ハトフ6)については、昨年3月の初発射実験に続き、本年3月にも発射実験を行った。なお、両国は、短距離ミサイルについても継続的に発射実験を行っている。

両国の間では、対話の再開と中断が繰り返されてきたが、01(同13)年12月、インド国会議事堂が武装グループの襲撃を受けたことを契機に、緊張が急激に高まった¹⁵⁾。

その後、パキスタン政府はイスラム過激派に対する取締りを強化するなどの措置を採り¹⁶⁾、両国間の緊張はやや緩和したが、02(同14)年5月、カシミールのインド軍駐屯地が武装グループの襲撃を受けた¹⁷⁾ことをきっかけに情勢が再び緊迫した。特に、両国とも核保有を表明していることから、軍事行動の回避を含む緊張の緩和と対話の再開などを求める外交努力が集中的に行われた。同年6月には、米国やわが国などによる働きかけが行われ、事態の緩和につながる動き¹⁸⁾が見られ、両国間の軍事的緊張はやや緩和された¹⁹⁾。

その後、03(同15)年4月、インドのバジパイ首相(当時)がカシミールを訪問した際に行った演説の中で、両国関係の改善に向けて前向きな発言を行い、これを契機に両国は大使の交換、両国間のバス、鉄道、航空路などの交通の再開を行うなど、両国の関係正常化に向けた進展が見られた。

また、昨年1月には南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議に際し、両国間で約2年半振りとなる直接首脳会談が実現し、同年2月より両国の関係正常化に向けて、カシミール問題を含む複合的対話(Composite Dialogue)が開始された。

インドでは同年5月に国民会議派を中心とする新連立政権が発足したが、両国間の複合的対話は継続され、同年9月の国連総会に際してはインドのシン新首相とパキスタンのムシャラフ大統領の間で首脳会談が行われ、関係正常化に向けた対話の継続が再確認された。その後、同年11月には、和平推進の一環としてカシミールに駐留するインド軍の一部が撤退した。本年4月にはカシミール地域のLOCをまたぐ直通バスの運行が開始されるとともに、同月には、ムシャラフ大統領が約4年振りにインドを訪問し、インドのシン首相との間で署名した共同声明において「和平プロセスを後退させない」との決意を表明するなど、信頼醸成において一定の進展がみられている。これまで、カシミール問題に関する両国の主張には大きな隔たりがあり、同問題の解決は難しいとみられてきたが、今後、両国間の関係改善が進む中で将来的にカシミール問題の解決を図ることが可能かどうか注目される。

(3) 朝鮮半島

朝鮮半島においては、現在、韓国と北朝鮮を合わせて150万人程度の地上軍が非武装地帯(DMZ)を挟んで厳しく対峙している。このような軍事的対峙の状況は、朝鮮戦争(Demilitarized Zone) (50(昭和25)年~53(同28)年)停戦以降、現在においても続いている²⁰⁾。

15) 両国はカシミールのLOC沿いや両国国境へ兵力を集結させたほか、対抗措置を相互に科すなどした。インド政府は、国会襲撃事件はイスラム過激派の犯行であるとして、パキスタン政府にこれらの組織の活動停止や取締りを求めたほか、逃亡犯罪人の引渡しや越境テロの停止などを要求した。

16) パキスタンは、イスラム過激派の活動停止や過激派約2,000人を逮捕するなどの措置を採った。

17) この襲撃で女性と子供を含む34人が死亡した。

18) パキスタンはLOC越えの侵入停止の恒久化を約束した。これに対し、インドは、国会襲撃事件後パキスタンに科していた同国航空機のインド領空通過禁止措置の解除を決定し、また、パキスタン沖に展開していたインド軍艦艇の引揚げを行った。

19) パキスタンにおける総選挙とインドのジャンム・カシミール州議会選挙を経て、02(平成14)年10月、インド・パキスタン両国は国境沿いに増強していた部隊を撤回することを決定した。

20) 本章3節2(p41)参照

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

第1章

エネルギー問題が安全保障に与える影響

わが国の将来のエネルギー需要は、2020（平成32）年頃にピークを迎え、その後は緩やかに減少していくと予想されている。他方で、世界やアジア全体に目を向けてみると、2000（同12）年から2030（同42）年頃までの世界のエネルギー需要は、年1.7%のペースで増加していくとの予測がある。このペースは、2030（同42）年頃に世界のエネルギー需要が現在の約1.5倍に達することを意味している。特に、今後とも、世界経済の成長率を上回る成長を遂げると見積もられるアジア地域のエネルギー需要の増加は著しく、近い将来、この地域の世界のエネルギー市場に与えるインパクトはますます高まっていくものと予想されている。

今日、わが国を含めた先進国のみならず、世界の多くの国の人々の生活が安定したエネルギー供給に強く依存していることを考えると、エネルギー問題が、国家的及び国際的な関心事項であって、安全保障環境を左右する重要な要素となり得ることは明らかである。エネルギー源を自国の勢力圏内に確保することが国家の利益とみなされることが多い中で、石油や天然ガスなどのエネルギー資源をめぐる競争、国家間で争いが生じることもあり、最終的にそうした争いが国家間の戦争の一因となったと見られる実際のケースも存在する。例えば、1990（同2）年のイラクによるクウェート侵攻は、両国が共同で所有していたルマイラ油田の収益をめぐる争いがその一因であったとも指摘されている。また、石油などの輸出で得られた外貨が、武器の購入資金に充てられ、地域の軍拡競争を助長することにつながるおそれもある。では、エネルギーという要素は、常に安全保障環境にマイナスの影響を与えるものなのであろうか。

例えば、石油の可採埋蔵量は、決して確定的なものではなく、技術の進歩や価格、投資の度合いなどの様々な要素により増減するものであるという視点を欠くことはできない。すなわち、エネルギー問題は決まった大きさのパイの奪い合いということではなく、技術や投資などの面で各国が協力すれば、パイ自体を大きくすることも可能ということである。こうした協力関係の構築が、結果として、安全保障環境にプラスの影響を及ぼすこともあり得ると考えられる。また、エネルギー資源の安定的な流通のためには、生産国と消費国に加え、パイプラインが敷設される第三国や海上輸送路の周辺国を含めた幅広い国際社会の友好・協力関係が不可欠であり、こうした関係を構築するための努力が、同様なプラスの影響を及ぼすことも考えられる。さらに、ますます世界的に経済面での相互依存が進む中で、自国のみがエネルギー資源を独占することが経済的繁栄への近道ではなくなっていることは、各国が他国との協調をより優先するという選択を行う要因となり得る。このようにエネルギー問題は、安全保障環境にマイナスの影響を及ぼすだけの要素ではなく、国家間の協力関係の促進などを通じて、プラスの影響を及ぼす要素となり得るのである。

現実の国際社会においては、こうしたマイナス、プラスの影響が一方向的に現れるものではない。また、ここで取り上げたエネルギー問題をはじめ、さまざまな要素が複雑に絡み合って、国際的な安全保障環境は形成されている。そのため、平和で安定的な環境の構築という国際社会の課題には単純な解決策はない。

国際社会にとっては、安全保障環境に影響を及ぼす様々な要素の1つ1つについて、プラスの面をより多く顕在化させることがまず重要であり、そのための地道な努力が求められていると言えるであろう。